

この度、株式会社三越伊勢丹プロパティ・デザインは、クリーンウッド法の登録事業者になりました。

我が国または原産国の法令に適合されて伐採された木材を積極的に使用することで環境保全活動を推進し、持続可能な森林経営に貢献いたします。

そして、今後ますます認証材の調達から製造工場までサステナブルな生産体制を構築し次世代へ受け継ぐものづくりの価値を社会へ伝えて参ります。

登録番号 JTCCM CLW II 19002

登録日 2019年8月1日

■クリーンウッド法とは

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）

同法は、我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材・その製品の流通及び利用を促進することを目的として、対象となる木材等や木材関連事業者の範囲、登録制度等を定めるとともに、木材関連事業者や国が取り組むべき措置について定めています。

林野庁 >> <http://www.rinya.maff.go.jp/>

